

瀬戸市成年後見制度利用支援事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者又は精神障害者（以下「要支援者」という。）の権利擁護の促進を目的とし、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用に関する支援について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審判請求 民法第7条に規定する審判の請求（検察官の請求を除く。）をいう。
- (2) 審判請求費用 審判請求に要する費用をいう。
- (3) 審判請求資格者 審判請求を行うことができる者をいう。
- (4) 申立人 審判請求を行った者をいう。
- (5) 市長申立てによる審判請求 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する市長がする審判請求をいう。
- (6) 市長申立費用 市長申立てによる審判請求に要する費用をいう。
- (7) 後見人等 民法第8条、第12条又は第16条に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (8) 被後見人等 民法第8条、第12条又は第16条に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (9) 報酬 民法第862条（準用する場合を含む。）に規定する後見人等の報酬をいう。
- (10) 後見人報酬等助成 審判請求費用及び報酬の助成をいう。

(支援の種類)

第3条 要支援者に対して市長が行う支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長申立てによる審判請求
 - (2) 後見人報酬等助成
- 2 前項に規定する支援は、次の各号のいずれかに該当する要支援者（以下「対象者」という。）を対象とする。
- (1) 本市の区域内に居住し、かつ、本市の区域内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4条に規定する住所をいう。）を有する者
 - (2) 本市が行う介護保険の被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者をいう。）であって、同法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者である者
 - (3) 本市が行う自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付をいう。）の支給決定を受けている障害者であって、同法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者又は継続入所障害者である者

第2章 市長申立てによる審判請求

(判断基準)

第4条 市長は、対象者について、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮し、必要があると認めるときは、市長申立てによる審判請求を行う。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度、生活状況、健康状況又は資産状況
 - (2) 審判請求資格者の有無
 - (3) 対象者又は審判請求資格者による審判請求の可能性
 - (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業その他これに類する制度の活用 of 適否
 - (5) 対象者の権利擁護にかかる援助の必要性
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長申立てによる審判請求を行わない。

- (1) 対象者に配偶者又は二親等内の親族があるとき（当該配偶者若しくは二親等内の親族について、審判請求を行うことができない状況にある場合又は対象者とのかかわりを排除すべき事情がある場合を除く。）。
- (2) 審判請求資格者のうちに審判請求を行うことが明らかな者があるとき。
- (3) 前各号のほか市長申立てによる審判請求を行う必要がないと認められるとき。
（費用の負担）

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により市長申立費用を負担するものとする。

2 市長は、市長申立費用を負担すべき者があると判断したときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により家庭裁判所に対して申立てを行うものとする。

3 市長は、前項の規定により市長申立費用を負担すべき者が明らかになった場合は、その者に対し、市長申立費用を請求するものとする。

4 次条第1項の各号に該当しない者については、市長申立費用を負担すべき者とする。

第3章 後見人報酬等助成

（費用又は報酬助成）

第6条 市長は、対象者に後見人等が付された場合において、被後見人等又は申立人が次の各号のいずれかに該当するときは、申立人が負担した審判請求費用の全部又は一部を助成することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付を受けている者

(3) 別表で規定する要件全てに該当する者で、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの

(4) 尾張東部成年後見センター適正運営委員会設置要綱第1条の規定により設置された適正運営委員会の決定において特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターが後見人等又は後見監督人等となっている者であって、別表に規定する要件全てに該当しないもののうち、必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認めるもの

2 市長は、被後見人等が前項各号のいずれかに該当する場合において、後見人等が相当な報酬を受けることができないときは、当該報酬の全部又は一部を助成するこ

とができる。

- 3 市長は、後見人等が被後見人等の親族（民法第725条に規定する親族をいう。）であるときは、前二項に規定する助成は行わない。

（助成金の額）

- 第7条 前条第1項に規定する助成（以下「審判請求費用助成」という。）の金額は、申立人が審判請求を行うに当たって負担した実費に相当する額とする。
- 2 前条第2項に規定する助成（以下「報酬助成」という。）の金額は、報酬として家庭裁判所が決定した額を上限とする。
 - 3 報酬助成の金額は、前項の規定にかかわらず、後見人等1人につき月28,000円を上限とする。

（助成金の申請）

- 第8条 申立人は、審判請求費用助成を受けようとするときは、審判請求費用助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 報酬助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、報酬助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。
 - 3 前項に規定する申請は、被後見人等が申請を行う前に死亡し、後見人等が報酬を受領することができないときは、当該後見人等が行うことができるものとする。

（助成金の決定）

- 第9条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して助成の可否を決定し、助成金（交付決定・申請却下）通知書（審判請求費用助成）（様式第3号）又は助成金（交付決定・申請却下）通知書（報酬助成）（様式第4号）により申立人又は申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

- 第10条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた者は、助成金請求書（様式第5号）により、市長に、助成金の交付を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

- 第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けた者がいるときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、返還を求めるものとする。

第4章 雑則

（未成年者の取扱い）

- 第12条 成年後見制度の利用を必要とする未成年の要支援者に対する支援は、必要に応じて家庭裁判所と協議の上、決定する。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 審判請求費用助成に関する規定は、施行日以降に後見等の開始の審判が確定した場合について適用する。

- 3 報酬助成に関する規定は、施行日以降に後見人等が行う業務及び成年後見監督人等が行う業務に要する経費について適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成27年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	要件
1	<u>その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までである場合は前年度）における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること。</u>
2	<u>世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。</u>
3	<u>世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。</u>
4	<u>世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</u>